

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業（交差点改良）					
地区名	一般国道 247号					
事業箇所	常滑市坂井					
事業のあらまし	本路線は、名古屋市を起点とし知多半島を周回し西三河地区とを結ぶ主要幹線道路である。本交差点は坂井海岸へつながる市道とのT字交差点であるが、右折帯がないため、海岸方面へ右折する車が美浜方面へ南進する車の通行を阻害していた。また、当該区間はカーブ区間でかつ路肩幅が狭いにもかかわらず歩道が未整備であり、歩行者、自転車が車道部を通行し危険な状態となっていた。このため、交差点改良を実施することにより、歩行者等の安全を図るとともに、自動車通行の円滑化を図った。					
事業目標	【達成（主要）目標】 歩行者・自転車交通の安全性の向上 死傷事故件数の削減 【副次目標】 － なし					
事業費	事業費		内訳			
	2.0億円		■工事費0.8億円、■用補費1.2億円、□その他0.0億円			
事業期間	採択年度	平成20年度	着工年度	平成20年度	完成年度	平成23年度
事業内容	交差点改良 L=310m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 自転車歩行者道が設置され、歩行者・自転車の安全性が向上した。 死傷事故件数が11件（H17～H21）から6件（H23～H26）に減少 【達成状況に対する評価】 死傷事故件数が減少し、目標は達成された。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 なし 【達成状況に対する評価】 なし				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	初期の事業目標を達成し、改善効果を発揮していることから、今後の事業評価の必要はない。					
改善措置の必要性	上記のとおり、初期の事業目標を達成しているため、改善の措置は必要ない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法、施工プロセスにより施工しているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					